

戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅡ

一盛岡市立河北小学校肢体不自由特殊学級の 養護学校義務制実施までの状況に着目して一

柴 垣 登*

(2021年11月23日受付, 2022年1月13日受理)

第1章 はじめに

我が国の戦後の肢体不自由教育は、肢体不自由児施設等に設けられた特殊学級から始まり、次いで公立養護学校の設置にともない養護学校での教育が行われるという経緯をたどっている(文部省1978)。盛岡市立河北小学校肢体不自由特殊学級(以下「河北小肢体学級」)は、そのような状況の中で昭和31(1956)年11月に小学校内に設置された通学制の学級である。同学級の設置に当たっては、昭和29(1954)年9月に設立された岩手県肢体不自由児協会を中心とした、肢体不自由のある子供を持つ親たちの我が子を学校に通わせたいという切実な願いに基づいた運動があった。

以後60年にわたり同学級は共に学ぶことを基本理念として取組を進めてきたが(千葉2021)、その道筋はけっして平坦なものであったわけではない。同学級の設置の当初から、いずれ肢体不自由養護学校や肢体不自由児療育施設等の整備が進めばそこに吸収されるという考えがあった(佐藤1993)。また、県立養護学校や県立の療育施設が整備されていく中で、同学級の存在意義そのものが問われることになった(杉村1978)。

そのような状況の中で、同学級の存在意義は何かを考えた杉村(1978)は、その存在意義を健常児あるいは普通学級との「交流」に求め、それをふまえた学級経営に取り組んだと述べている。そもそも同学級が小学校内にある意義を子供たちの交流にあるとする考え方は、同学級設置の当初から河北小学校の中に通底するものであった。同校の第二代校長(昭和33年4月～36年3月在任)であった岩持祐三(1973)は、当時の職員が同学級の子供たちを大事にしたこと、職員の同学級の子供たちを大事にするという心が全校の子供たちに伝わり、同学級の子供たちを大事にする場面が見られたとしている。

学級設置から現在までの60年間の歩みの中でその存在意義を問われることはあったが、同学級が現在まで存続してきた最大の理由は「交流」にあったと考えられる(柴垣2022)。障害の有無にかかわらずすべての子供が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が進められている今、「交流」をその存在意義として取組を進めてきた同学級のこれまでの経

* 岩手大学教育学部

緯を明らかにし、そこからすべての子供が共に学ぶことを実現するために必要な理念と実践の在り方を学ぶことが求められる。本論文では、同学級の設置から養護学校義務制が実施された昭和54(1979)年までの状況に着目し、そこからすべての子供が共に学ぶことを実現するために必要な理念と実践の在り方を明らかにすることを目的とする。なお期間を昭和54年までとするのは、その期間に肢体不自由養護学校の整備が進んだこと、養護学校義務制が実施されたこととともない、小学校内の通学制肢体不自由特殊学級の存在意義が変化していく状況が顕著に見られるためである。

第2章 河北小肢体学級の設置と養護学校義務制実施までの状況

1 河北小肢体学級設置までの経緯

文部省は、昭和29(1954)年度に小学校に就学する児童等を対象に肢体不自由児の実態調査を実施している¹。調査の結果、肢体不自由児の数は約80,000人、比率は0.67%であった(文部省1978)。この時、岩手県でも実態調査が実施されている。その結果、県内公立小学校に在籍する肢体不自由児数は男女合計1,230人(岩手県教育委員会[1982]582)、学齢児童生徒中の肢体不自由児数は2,720人で、その割合は0.94%であったとされる(岩手県教育委員会[1982]562)。この当時は肢体不自由児のための特殊学級や養護学校はなく、肢体不自由の程度が軽度で知的な遅れのない児童生徒が通常学級で教育を受けていた²。しかし、通常学級では肢体不自由児の障害特性に応じた指導や他児からの理解が得られていたわけではない³。

このような状況の中で昭和29(1954)年に結成された岩手県肢体不自由児協会⁴は、盛岡市に肢体不自由特殊学級設置の陳情を行い、その結果河北小肢体学級が昭和31(1956)年11月1日に開級した。盛岡市は同学級の開級に向けて肢体不自由学級設置協議会⁵を設けてその準備に当たった。また、昭和31(1956)年8月には河北小学校の教諭1名を特殊学級(肢体不自由者)担当者講習会に派遣し、県下公立学校最初の肢体不自由特殊学級開設に備えている(岩手県教育委員会[1982]565)。

昭和31(1956)年11月2日の岩手日報は、前日の11月1日に行われた河北小肢体学級の入学式での児童や保護者の様子を次のように伝えている。

学齢になっても学校に行けなかった子、入学しても普通学級でツマはじきにされる子、「本読みたい」と訴えても登校出来なかった子。しかしこの日九人の子供たちの表情は明るかった。それにもまして母親たちの感慨は深く、これまで不幸の連続だった不びんな愛児たちの幸福そうな姿にどの母親も泣いていた。

同学級の初代担任(昭和31年11月～同33年3月在任)であった佐藤ミツ教諭は、同学級の開級後の状況を次のように述べている。

机、椅子は身体を支えやすく工夫され、昇降口は緩やかな傾斜に手摺が付けられ、教室には、訓練用の器具が少しずつ備えられました。中央病院の嶋田教授、岩大の石川桂司先生のご指導を頼りに、未経験の私は、やる気だけを頼りの担任となりました

戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅡ

た。(中略)

学習中、新聞記者が見えたり、参観者も数多く見えました、嫌がることもなく人々に心を開いていました。

特別の教科に限り普通学級でということから協力学級の先生、多くの友達から声をかけられて学校生活の範囲が広がりました。

バス停迄おんぶして送るのを欠かせない子も二人いました。待たせている間に行方不明となり学校中を騒がせたこともありました。母親に「学校の給食をもう一度食べたい」と言い残し息を引きとった子もいました。(佐藤 [1993] 30)

施設・設備から訓練や学習指導、介助のすべてが手探りの状況であったことがわかる。そのような状況の中で、子供たちにとっては先生や多くの友達に見守られながらのかけがえのない学校生活であった。

2 設置から養護学校義務制実施までの状況

表1⁶は、同学級に関わる事項を年表にまとめたものである。内容は河北小肢体学級に関する事項、県内の肢体不自由児者の療育や教育に関する事項、全国の肢体不自由教育に関する事項、全国の教育一般・特殊教育に関する事項からなっている。期間は、我が国初の肢体不自由児のための学校である東京市立光明学校⁷が設立された昭和7(1932)年から養護学校義務制が実施された昭和54(1979)年の間となっている。以下その内容も踏まえながら、河北小肢体学級の設置後から昭和54(1979)年の養護学校義務制実施までの状況について各種の資料に拠って述べる。

表1 河北小学校肢体不自由特殊学級関連年表

年	肢体不自由学級(あおば学級)事項		県内関連事項	全国肢体不自由教育関連事項	全国教育一般・特殊教育関連事項
	学級数	児童数			
昭和7年(1932)				東京市立光明学校設立。 肢体不自由児童協会発会。	
昭和9年(1934)				日本肢体不自由者教育協会発会。	
昭和10年(1935)				衆議院、「肢体不自由者救済教育令制定に関する建議」可決。 日本肢体不自由児療育協会発会。 肢体不自由者看護協議会設立。	
昭和12年(1937)				衆議院、「肢体不自由者教育令制定に関する建議」採択。 厚生省、肢体不自由児調査を実施。 東京市立光明学校、世田谷区松原に校舎新築移転。 財団法人肢体不自由者看護協会設立(昭和16年、財団法人肢体看護協会と改称)。 菊池看護専門学校開校。	
昭和13年(1938)					
昭和14年(1939)					
昭和17年(1942)					
昭和19年(1944)				東京都立九段中学校に肢体不自由者を対象とする養護学級を設置(昭和29年3月廃止)。	
昭和22年(1947)					「学校教育法」に養護学校を規定。 品川区立大崎中学校分校分教場として、文部省教育審議会内に特殊学級設置(現在の東京都立教育特別支援学校)。 日本教職員組合の結成に伴い、特殊学校部設置。 文部省初等教育課に特殊教育担当課学級設置。
昭和23年(1948)				高木憲次が「日本肢体不自由児協会」を発足。	
昭和24年(1949)				厚生省後援「肢体不自由者(児)巡回教育指導」実施(昭和27年秋まで)。 「身体障害者福祉法」公布。 3月多摩緑地会養育園開設。 4月群馬養護学園開設。 東京国立失明校・盲学校、分校設置。 笠原看護園が肢体不自由児施設として再発足。	
昭和25年(1950)					門司市立白野江養護学校開校(最初の養護学校)。
昭和26年(1951)					文部省初等中等教育局に特殊教育学級設置。 養護教育費国庫負担法公布(昭和28年4月施行)。
昭和27年(1952)				大塚新養護院、福島新養護園、愛媛新養護園開設。 同年末以降、肢体不自由児施設設置とほとんど同時に特殊学級又は分校が設置される。 4月大府府教育委員会によって、実験的研究のために大府府立盲学校内に肢体不自由特殊学級である「希望学級」が設置(後に大府府立希望学校に発展)。	
昭和28年(1953)			小川口清を中心に、5人の母親たちが「肢体不自由児母の会」をつくり、県に所属。	北海道新養護院、静岡県養護園、岩手県(広島)開設。 6月文部省教育課長官達「教育上特別な取扱を要する児童生徒の別記基準について」が出され。	文部省、精神障害児養育施設調査実施。
昭和29年(1954)		4.1河北小学校創立。	東京養護教育院副院長・五味正春を招き、母の会主催で県費補助を実施。県内各地から200人ほどが参加。 9月に「非正常級肢体不自由児協会」を結成。より組織的に活動を開始。	初級新光園(福岡)、盛衰養育園(長崎)開設。 5月福路市立広津小学校在肢体不自由特殊学級設置。 文部省による肢体不自由児および身体虚弱児実態調査実施(小学校のみ)。 児童福祉法改正。身体障害児の育成医療給付等が定められる。	特殊学級教員養成講習会始まる。 中央教育審議会、「特殊教育およびへき地教育振興に関する管申」を発表。閣の財政赤字のめまき作務。 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布。ただし、養護学校については原則制学校になつてから適用されるとした。 山本三郎、しいのみ学園開設。

柴 垣 登

年	肢体不自由学校（あおぼ学校）事項		県内関連事項	全国肢体不自由教育関連事項	全国教育一般・特殊教育関連事項
	学級数	児童数			
昭和30年 (1955)			肢体不自由児協会として愛宕市に特殊学級の設置を陳情。 「肢体不自由学級設置協議会」が設けられ人感基準、入感児童選考、学級経営、施設設備等、学級開設に向けての計画を審議。	4月尾崎市立長洲小学校及び尾崎市立東生小学校・岡市立給場小学校・肢体不自由特殊学級設置。 養護学級施設、青い鳥学園(愛知)、東大寺養護学級(奈良)、松蔭養護園(熊本)、鳥取養護学園、笠松拓樹園(宮城)開設。 同年末までに、全国各地に17の肢体不自由施設が開設され、肢体不自由児がこれらの施設に入所することにより、それまでほとんど無視されていた教育の問題が大きく注目されることになった。 「養護学校・特殊学級設置促進協議会」発足。養護学校義務制促進、特殊学級設置促進運動始まる。 養護学校・特殊学級教員養成講習会に肢体不自由の部を設ける。 日本肢体不自由児協会、「肢体不自由児教育協議会」設置。	
昭和31年 (1956)	1	9	8.河北小学校教諭八重島実を特殊学級(肢体不自由者)担当学級委員に派遣。 10.20安南右側の校庭井樋口を約40坪のコンクリートスロープとする。 11.河北小学校肢体不自由学級開設。1年生4名、2年生5名、計9名が入級。 11.10肢体不自由特殊学級開設のため校舎一部棟替え(50年超に記載あり)。	4月大阪府立管内管内に設置された肢体不自由特殊学級から発展した大阪府立養護学校(後に大阪府立特養養護学校)と、愛知県立肢体不自由児施設青い鳥学園の一帯を借りた愛知県立養護学校(後に愛知県立名古屋養護学校)が開設。また、実質上は肢体不自由養護学校である神戸市立友生小学校が設立。 京都市立材木小学校に肢体不自由特殊学級設置。 第1回肢体不自由教育研究発表会開催。	「公立養護学校設備特別措置法」公布。 「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」一部改正。義務教育と見做らない養護学校の小学生、中学生ならびに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部に就学する児童、生徒も本法の適用をうけられることに改められた。
昭和32年 (1957)	1	9		4月「公立養護学校整備特別措置法」全面施行。 4月東京都立光明小・中学校及び神戸市立友生小学校が養護学校となる。 第1回肢体不自由児教育研究会開催。 4月静岡県立管内管内に設置された肢体不自由特殊学級から静岡県立養護学校(後に静岡県立中央養護学校)、尾崎市立長洲小学校肢体不自由児施設青い鳥学園、東大寺養護学級から東京教育大学教育学部附属養護学校(後に筑波大学附属朝が丘養護学校)がそれぞれ設立。 東京都立光明養護学校に高等部設置。 4月京都市立立川養護学校が設立。 10月神奈川県立ゆかり養護学校が設立。 全国肢体不自由養護学校協議会結成。 文部省「肢体不自由児教育の手引き(上)」編集発行。	全国養護学校校長会結成。 文部省、特殊教育に関する事務を初等中等教育局初等、特殊教育課から分離し特殊教育主任官の所掌とする 文部省、特殊学級設置補助開始 文部省、「国立養護所における入所児童の教育について」通達。 盲・聾教育80周年記念式典。
昭和33年 (1958)	1	6	都南学園在園時の保護者を会員とした「父兄会」を結成。県肢体不自由児協会を中心とした県立養護学校設置運動に協力。 青山町に肢体不自由児育園開園。		
昭和34年 (1959)	1	6		全国肢体不自由養護学校義務制促進大会開催。 全国養護学校校長会を改組し、全国養護学校長協会を結成。全国肢体不自由(児)養護学校長会が発足。 4月新設公立養護小学校に肢体不自由児を対象とした「ひまわり学級」が開設。ただし、当初は精神薄弱特殊学級として設置認可。 全国肢体不自由養護学校義務制促進運動開始。 文部省が、昭和35年度を初年度とする5か年計画を立て、養護学校未設置県に肢体不自由養護学校の設置を勧奨。「肢体不自由養護学校設置促進協議会」開催。 8月文部省が東京立光明養護学校において、「肢体不自由養護学校設置促進研究協議会」を開催。	中央教育審議会「特殊教育の充実振興について」審判。
昭和35年 (1960)	2	15	3.9特殊教育公開研究会開催。 4.1小泉久仁雄氏が校長に就任し、主として肢体不自由特殊学級の健康指導に当たる。		文部省、養護学校設備費補助開始。 「精神薄弱者福祉法」公布。
昭和36年 (1961)	2	16	2.17岩手県特殊教育研究会肢体不自由部公開研究会開催。	10月から都南学園隣接地に養護学校の建設開始。	島田教育園(重症心身障害児)開園。 サリドマイド剤による薬禍が問題となり始める。
昭和37年 (1962)	2	16	4.1三田地正二氏より特殊学級へ児童遊具費として1万5千円寄贈。 6.12市教育委員会より特殊教育研究学校に指定。	4.1県立養護学校小学部、中学部開設。10.15第1回入学式挙行。小学部6学級、中学部3学級、定員135名、全員寄附寄贈。 都南学園分室設置。	文部省初等中等教育局特殊教育主任官を廃止し、「特殊教育課」設置。
昭和38年 (1963)	2	16	3.31研究記録肢体不自由児の研究刊行。 7.12特殊教育公開研究会開催。		日本特殊教育学会発足。 厚生省、「重症心身障害児の教育について」通達。 水上元、「揮霍総理大臣殿」の書簡を『中央公論』誌上に発表。
昭和39年 (1964)	2	19	1.21ライオンスクラブより肢体不自由特殊学級にテレビ1台寄贈。	4月に県立養護商業高等学校肢体不自由学級を県立養護学校に設置(高等部の前身)。	特殊教育教育課程地区別研究会始まる。 第1回全国特殊教育協議大会開催。特殊教育の完全電算化授業システム等が注目。 全国特殊教育推進連盟結成。 全国重症心身障害児(者)を支援結成。 東京オリンピック。
昭和40年 (1965)	2	16		4月に、県立養護学校に全日制普通科として高等部を設置。第1学年13名、第2学年編入9名。	日本肢体不自由者ハンビパーション協会発足。 厚生省、心身障害児(者)実態調査を実施。
昭和41年 (1966)	2	19		文部省、特殊教育教育課程研究指定校を指定。 文部省、重症障害者教育設備費補助(毎年50学級)開始。 神戸市立友生養護学校、幼稚部を設置。 文部省、「児童生徒の心身障害に関する調査」を実施。 「公立高等学校の設置、適性配属及び教職員定数の標準等に関する法律」一部改正。特殊教育諸学校高等部を同法の適用範囲に加える。 身体障害者福祉法の一部改正。15歳以上の児童についても、同法による福祉の措置の適用を認めることによる特別規定。 サリドマイド・テズメリアール製の小学校教壇について問題となる。	文部省、初等中等教育局特殊教育主任官を廃止し、「特殊教育課」設置。
昭和42年 (1967)	2	16		県立養護学校中学部に特別学級(重症学級)を設ける。	文部省、「特殊教育総合研究調査協力者会議」発足。 全国特殊教育推進連盟、「特殊教育振興方策について」発表。 「児童福祉法」一部改正。新たに重症心身障害児施設を規定。 全国障害者問題研究会結成。
昭和43年 (1968)	2	13			特殊教育総合研究調査協力者会議、「特殊教育総合研究機関の設置について(報告)」および「特殊教育の基本的な施策のあり方について(中報告)」発表。 厚生省、児童家庭局に「障害福祉課」新設。 特殊教育総合研究調査協力者会議、「特殊教育の基本的な施策のあり方について(総報告)」発表。 文部省、「国立特殊教育総合研究所」の設置の方針決定。 教育職務指す・免除者に対する教科書の無償貸与開始。
昭和44年 (1969)	2	11		滋賀県立養護学校の開設により、全国各都府県県設置が実現。 肢体不自由養護学校全国都道府県設置記念大会開催。 文部省、養護学校幼稚部設備費補助開始。 在宅障害児に対する「訪問教育」の試みが始まる。	「心身障害者対策基本法」公布。 「社会福祉法人・全国心身障害児福祉財団」設立認可。 日本肢体不自由教育研究会、季刊誌「肢体不自由教育」創刊。
昭和45年 (1970)	2	13	岩手県で開催された第6回全国身体障害者スポーツ大会に県立養護学校高等部生6名が出場し、金2、銀2、銅2のメダルを獲得。		

戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅡ

年	肢体不自由学級（あおば学級）事項		県内関連事項	全国肢体不自由教育関連事項	全国教育一般・特殊教育関連事項
	学級数	児童数			
昭和46年 (1971)	2	14		「特殊教育種学校小学部・中学部学習指導要領」告示。新領域「養護・訓練」設定(小学部は昭和46年度、中学部は昭和47年度実施)。	中央教育審議会「今後の学校教育の拡充整備のための基本的施策について」答申。特殊教育の積極的な拡充整備を指す。「国立特殊教育総合研究所」創設。 埼玉県立浦和高校入試で、血友病の受験生が不合格となり問題となる。「心身障害者福祉協会」(国立コロニー)発足。
昭和47年 (1972)	1	7	12月登下校タクシー通学開始。	4.1「養護学校(肢体不自由)中学部学習指導要領」実施。 12.27「養護学校(肢体不自由)高等部学習指導要領」公示。	教育職員養成審議会、「教員養成の改善方策について」建議。 中央心身障害者対策協議会、「総合的な心身障害者対策の推進について」中間報告。 教育課程審議会、「盲学校、聾学校および養護学校の教育課程の改善について(高等部)」答申。 文部省、養護学校教育の義務制実施を目指して、養護学校整備7か年計画策定。
昭和48年 (1973)	1	8	4月に岩手県立養護学校から岩手県立盛岡養護学校に校名変更。	4.1「養護学校(肢体不自由)高等部学習指導要領」実施。 国立久里浜養護学校設置。	「教育職員免許法」一部改正。養護訓練教員について、教員資格認定試験制度創設。 「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務」に関する部分の施行期日決定に関する告示)公布。養護学校における義務教育は、昭和48年度から実施。 東京学芸大学、広島大学及び熊本大学に「特殊教育学部」設置。東京学芸大学に「特殊教育学部」設置。 東京都教育委員会、都立特殊教育学校への入学希望者の全員入学許可の方針発表。
昭和49年 (1974)	2	12	12.13盛岡市特殊学校合同学習発表会表彰(以後毎年参加)。	都南学園分室が盛岡養護学校都南分校に昇格。 4.1奥中山小学校に肢体不自由特殊学級設置。 盛岡県立養護学校が文部省特殊教育課程研究校として2年間の研究を開始「よりよいしかな肢体不自由教育をめざして」(50.11.21)に公開発表並びに研究発表会開催。	文部省、養護学校教育義務制等準備活動費、訪問指導員経費及び介助員経費について補助開始。 文部省、「精神薄弱児童施設に適用する児童、生徒の教育について」通達。適用に際し就学義務遵守・免除の手続きを要しないことになる。 厚生省、「障害児保護事業の実施について」通達。 日本学術会議、障害児の就学権の保障など、「社会福祉の研究・教育体制」について、政府へ報告採択。 アメリカで「全障児教育法」公布。
昭和50年 (1975)	2	14	6.22盛岡市特殊学級合同運動会参加(以後毎年参加)。		国際連合総会、「障害者の権利宣言」採択。学校教育法施行規則一部改正、主任制度実施。
昭和51年 (1976)	2	12		4月に上田中学校肢体不自由学級設置。 第1回東北地区肢体不自由教育研究協議会(盛岡養護学校)開催。	「身体障害者雇用促進法」一部改正。身体障害者雇用奨励金創設。
昭和52年 (1977)	1	5	2.29肢体不自由特殊学級手洗い場改修 4.1精神薄弱特殊学級開設(特殊学級を「あおば学級」と名付ける。肢体-1組、精神薄弱-2組)。	肢体不自由養護学校総数は、本校115校、分校17となる。 第1回「日本肢体不自由教育研究大会」開催。	「訪問指導担当職員講習会」開始。
昭和53年 (1978)	1	6			特殊教育に関する研究調査会、「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」報告。 「学校教育法施行令及び学校保健法施行令の一部を改正する政令」公布。養護学校における就学義務の施行に係る関係規定等を整備。 文部省、「教育上特別な教育的取扱いを要する児童・生徒の教育増進について」通達。 教育課程審議会、「盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改訂について」答申。 行政管理局、「心身障害児の教育及び保護育成に関する行政監視結果に基づく動向」公表。 「特殊教育百年記念式典」開催。 イギリスで「ウェル・ノック報告」策定。
昭和54年 (1979)	1	6	4.1奥中山中学校に肢体不自由特殊学級設置。 盛岡養護学校で訪問教育開始。	養護学校義務制実施。 「特殊教育種学校小学部・中学部学習指導要領」及び「特殊教育種学校高等部学習指導要領」改正告示。訪問教育の特約が加わる(小学部は55年度、中学部は56年度、高等部は57年度実施)。	文部省、「心身障害児理解促進校」指定開始。 国際連合総会、「国際障害者の行動計画」採択。 この年「国際児童年」。

2.1 昭和30年代の状況

2.1.1 全国及び県下の状況

先述のように、我が国の戦後の肢体不自由教育は、肢体不自由児施設等に設けられた特殊学級から始まり、次いで公立養護学校の設置にともない養護学校での教育が行われるという経緯をたどっている。岩手県内でも、昭和32(1957)年12月に県立の肢体不自由児施設である都南学園が開設され、同時に学園内に手代森小学校、乙部中学校の特殊学級が設置されている。昭和32年4月に公立養護学校整備特別措置法⁸が施行され、建築費や教職員給与、教材費等について国の負担や補助が受けられるようになったことにともない、以後は公立の肢体不自由養護学校が順次開設されていくことになる。岩手県内でも昭和37(1962)年4月に、都南学園に隣接して岩手県立養護学校が開校している。

2.1.2 河北小肢体学級の児童数や病類の状況

表2に示したように、在籍する児童数も順次増加し、昭和35(1960)年には2学級となり、児童数は15人となっている。昭和37年には岩手県立養護学校が開校しているが、その後

も児童数は増加し昭和39(1964)年には19人となっている。

表2 昭和30年代の
児童数推移

年度	学級数	児童数
昭和31 (1956)	肢1	9
32 (1957)	肢1	9
33 (1958)	肢1	6
34 (1959)	肢1	6
35 (1960)	肢2	15
36 (1961)	肢2	16
37 (1962)	肢2	16
38 (1963)	肢2	16
39 (1964)	肢2	19

杉村(1973)より抜粋

表3 昭和30年代の病類別児童数推移

年度	学級数	CP	ポリオ	結核性 関節炎	先天性股 関節脱臼	外傷	骨髄炎	ベルテス	ジストロ フィー	合計
昭和31 (1956)	1	4	0	5	0	0	0	0	0	9
32 (1957)	1	4	0	5	0	0	0	0	0	9
33 (1958)	1	4	0	2	0	0	0	0	0	6
34 (1959)	1	4	0	2	0	0	0	0	0	6
35 (1960)	2	6	3	2	2	2	0	0	0	15
36 (1961)	2	8	4	1	2	1	0	0	0	16
37 (1962)	2	8	5	0	1	1	1	0	0	16
38 (1963)	2	8	6	0	1	1	1	0	0	17
39 (1964)	2	9	5	0	2	2	1	0	0	19

河北小(1992)より抜粋

また、昭和30年代は在籍する児童の病類が変化した時期でもある。表3は病類別の児童数の推移を示したものである。開級した当初は、CP(脳性マヒ)と結核性関節炎がほぼ半々となっているが、結核性関節炎は徐々に減少し、昭和35(1960)年あたりからはポリオが増加するとともに、先天性股関節脱臼や外傷、骨髄炎が出てくるなど多様化の傾向が生じてきていることがわかる。昭和30年代に結核性関節炎が減少し、CPやポリオが増加するのは全国的な傾向であり(文部省1978)、河北小肢体学級でも同じ状況であった。

在籍児童数が増加し、その病類が変化していく中で学級運営上の課題も生じている。昭和33(1958)年11月23日～25日に、河北小学校を会場にして岩手県教員組合教育研究集会の特殊教育分会が開催され、河北小肢体学級初代担任の佐藤ミツ教諭が報告を行っている⁹。数が圧倒的に多い精神薄弱児の指導が主とした議題となる中で、肢体不自由児特殊学級の課題としては、精神薄弱との重複障害(報告では「二重障害」と記されている)の児童が混在している場合の指導が困難であることを報告している。同分科会の報告(記録)には以下のように記述されている。

肢体不自由児はすべて知能が低いわけではない。普通の知能をもったものが多いのである。こうなると教育課程も普通学級に準じて選択配列されなければならない。しかし精薄児にはそうした考え方は矛盾している。特別にくまれた教育課程によって指導の徹底を期さなければならない。更に肢体不自由児には機能訓練に指導の重点がおかれなければならない等から精薄児が混在していると、複雑な教育課程を必要として、個別指導に不徹底となり、どちらのためにも不利益であるばかりでなく、教師の負担が増し、遂には教師が倒れてしまうか、特殊学級の中に忘れられた子らを作る結果になってしまう。(岩手県教員組合[1958]38)

肢体不自由の原因となる病類の変化だけではなく、肢体不自由と精神薄弱の重複障害のある児童が在籍することによって、教育課程が複雑になること、障害の状態や程度に応じた個別指導が不徹底になること、教師の負担が増すことなどが課題として述べられている。このことから、先に見た病類の多様化の傾向とともに肢体不自由単一の児童と、肢体不自由と精神薄弱の重複障害の児童が混在することによる教育課程編成や指導の困難さが生じていたことがわかる。このような教育課程編成や指導の困難さは、後述するように昭和40年代の河北小肢体不自由学級の実践上の課題にもつながっていく。

2.1.3 河北小肢体学級の指導の状況

岩手県立養護学校が開校するまで、自宅で生活する肢体不自由児を対象とした学校は河北小肢体学級だけであった。このような状況の中で河北小肢体学級の実践は注目を集め、表1の年表にもあるように昭和35(1960)年、同36(1961)年、同38(1963)年には公開研究会を開催し、同38(1963)年には『研究記録 肢体不自由児の研究¹⁰⁾』を刊行している。

昭和38(1963)年に発刊された河北小学校の『創立10周年記念誌』には、「肢体不自由教育の進展を期して」と題して、肢体学級の開設以来の経緯と意義が次のように述べられている。

本校では開設以来斯教育の普及と向上をはかり県内1,500人以上といわれる肢体不自由児が教育の上から救済されるよう唯一の特殊学級として既に3回の研究公開を行い、各位の御指導をいただいた。身体不自由のため普通学級の一隅に或は校庭のほとりに、家庭にとりのこされ、さびしく一日をおくっている児童の上に充分療育と教育が行きわたるよう願うものである。(河北小[1963]10)

また同誌には「特殊児童の機能訓練」と題して同学級での機能訓練等の実践により在籍児童の障害が改善した様子が述べられている。

機能訓練、盲学校生徒と先生の奉仕によるマッサージによる不自由な身体の機能を回復し普通学級へ復帰できた児童をはじめ、現在学級には入級当初鉛筆を握ることも不能だった児童が筆記が可能となり、歩行困難な児童がどうやら歩行可能となったものもいる。また普通学級との接触も多く経験も豊富になり極めて明朗快活に育っている。(河北小[1963]10)

同誌には児童が機能訓練に取り組む様子を撮影した写真が掲載されている(図1)。肢体学級の児童が機能訓練として自転車を漕いだり、大きなハンドル様の器具を回したりしていることが確認できる。また、いずれの児童も体幹や立位が安定し自ら機能訓練に取り組んでいる状況が見られ、当時の在籍児童の障害の状況や程度がよくわかる。



図1 昭和30年代の機能訓練の様子
(河北小10周年記念誌より転載)

2.1.4 昭和30年代の総括

昭和30年代の河北小肢体学級は、肢体不自由児の教育保障の場として、また県内の肢体不自由教育を主導するという位置づけのもとで実践を進めていた。それは単に学級だけの取組にとどまらず学校全体としての取組であった。先に引用した初代担任の佐藤の回想(佐藤 [1993] 30)の中の「特別の教科に限り普通学級でということから協力学級の先生、多くの友達から声をかけられて学校生活の範囲が広がりました」という記述や、第二代校長の岩持祐三(1973)が同学級の子供を全校の職員や子供たちが大事にしたことを回想しているように、子供たちの「交流」を重視するという現在に続く同校の基盤が形成された時期であった。

また、その一方では在籍児童の病類の多様化や肢体不自由と精神薄弱の重複障害のある児童が在籍するようになったことにともなう教育課程編成や指導の困難さというその後も続く学級運営上の課題が萌芽した時期でもあった。

2.2 昭和40年から同54年養護学校義務制実施までの状況

2.2.1 全国及び県下の状況

昭和40年代には全国的に肢体不自由養護学校の学校数が増加し、昭和44年の滋賀県立養護学校の開設をもって全都道府県への設置が完了した。

図2は昭和27(1952)年度から平成7年度までの肢体不自由養護学校数と肢体不自由特殊学級数の推移を示したものである。肢体不自由特殊学級数は昭和39(1964)年度と同43(1968)年度には一時的に減少するものの、昭和31(1956)年度以降一貫して増加していることがわかる。肢体不自由特殊学級数の推移は、「昭和32年ごろからの肢体不自由児施設の急激な増加」と「昭和37年ごろからの肢体不自由養護学校の急激な増加」(村田 [1997] 115)に対応したものである。また、昭和45(1970)年ごろからの学級数の増加は、「訪問指導のための学級(いわゆる訪問学級)として設置される特殊学級の試みがなされるようになった反映であると推測される」(村田 [1997] 115)。

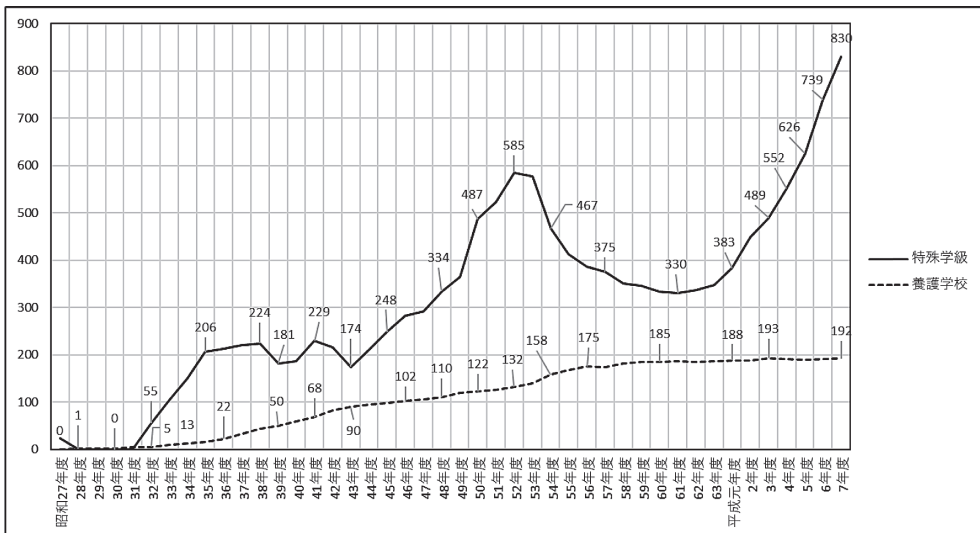


図2 肢体不自由養護学校数と肢体不自由特殊学級数の推移の比較(柴垣2022より)

戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅡ

また昭和40年代には養護学校義務制実施への気運が高まり、昭和48(1973)年には、昭和54年度から養護学校義務制を実施するとの予告政令が出された。これは、それまで就学猶予・免除されていた重度・重複障害の児童生徒が就学してくることによる肢体不自由養護学校の教育課程の変革が迫られることを意味するものであった。

昭和40年代の県下の状況は、岩手県立養護学校が県下の肢体不自由教育の中で重要さを増していった時代になる¹¹。表1の年表にあるように、量的な面では昭和40(1965)年には高等部が、同42(1962)年には中学部に特別学級(重複学級)が設置され、同49(1974)年には都南学園分室が分校に昇格している。また、同47(1972)年には養護・訓練の専門担当者が配置され、同49(1974)年には文部省特殊教育課程研究校として「よりたしかな肢体不自由教育をめざして」を主題に研究を開始するなど質的な面での充実も図られていった。

肢体不自由特殊学級では、同49(1974)年に奥中山小学校に肢体不自由学級が新たに設置されている。

2.2.2 河北小肢体学級の児童数や病類の状況

表4は昭和40(1965)年から養護学校義務制が実施された同54(1979)年までの河北小肢体学級の児童数の推移を示したものである。昭和40年から同54年にかけてはつきはあるものの減少傾向であることがわかる。特に養護学校義務制直前の同52年(1977)以降は一気に減少している。

表4 昭和40年から同

54年までの児童数推移

表5 昭和40年から同54年までの病類別児童数推移

年度	学級数	児童数	年度	学級数	CP	ポリオ	結核性 関節炎	先天性股 関節脱臼	外傷	骨髄炎	ヘルペス	ジストロ フィー	合計
昭和40 (1965)	肢2	16	40 (1965)	2	9	5	0	1	1	0	0	0	16
41 (1966)	肢2	19	41 (1966)	2	8	8	0	1	0	0	1	0	18
42 (1967)	肢2	16	42 (1967)	2	5	9	0	1	0	0	1	0	16
43 (1968)	肢2	13	43 (1968)	2	4	7	0	1	0	0	0	1	13
44 (1969)	肢2	11	44 (1969)	2	5	4	0	0	1	0	0	1	11
45 (1970)	肢2	13	45 (1970)	2	6	5	0	0	1	0	0	1	13
46 (1971)	肢2	14	46 (1971)	2	9	5	0	0	0	0	0	1	15
47 (1972)	肢1	7	47 (1972)	1	7	0	0	0	0	0	0	1	8
48 (1973)	肢1	8											
49 (1974)	肢2	12											
50 (1975)	肢2	14											
51 (1976)	肢2	12											
52 (1977)	肢1	5											
53 (1978)	肢1	6											
54 (1979)	肢1	6											

杉村(1973)より抜粋

河北小(1992)より抜粋

表5は、同じ時期の病類別の児童数の推移を示したものである。ただし、昭和48(1973)

年から同54年のデータは現時点では明らかではないため同47年までのデータのみを示している。昭和46(1971)年まではポリオの児童も一定数いるが、同47(1972)年になるとポリオはゼロとなりCPがほとんどとなっている。

昭和47(1972)年度に盛岡市教育研究所が市内小中学校児童生徒の心身の障害の状況を調査している¹²。小学校に在籍する肢体不自由のある児童数は55人で、そのうち障害の程度がA(日常生活や体育等の実技教科の学習に概ね参加できる)の児童が37人、B(日常生活や体育等の実技教科の学習への参加がかなり困難)の児童が19人で、重度の児童はゼロとなっている。そのうちBの8人が河北小肢体学級に在籍しており他は普通学級に在籍している。Bの児童でも普通学級に在籍している児童数の方が多いが、この理由については「小学校普通学級の1、2年に肢体不自由児のB段階の児童が多い。理由としては、河北小学校肢体不自由の特殊学級があまり知られていないこと。障害に対する理解が一般の人々に深まっていないことが考えられる」と述べられている(盛岡市教育研究所[1973]11)。この結果から昭和47年には、河北小肢体学級に在籍する児童はすべてBの児童であり、日常生活や体育等の実技教科の学習がかなり困難な者がほとんどであったことがわかる。また、昭和46(1971)年度の河北小学校の実践記録集に所収されている肢体学級の指導案からは中度の精神薄弱のある児童が在籍していたことがわかる(河北小1971)¹³。在籍児童の病類の変化とともに、在籍児童の教育の在り方が様々に問われることになった。

2.2.3 河北小肢体学級の指導の状況

2.2.3.1 肢体不自由教育の全体状況

昭和40年代は、肢体不自由養護学校数が増加するとともに、それまで学校によってバラバラであった養護学校における教育課程の基準が定められていった時期でもある。それまでは小学校や中学校の学習指導要領の基準によっていたものが、昭和38(1963)年度から『養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編』が、同39(1964)年度から『養護学校中学部学習指導要領肢体不自由教育編』が実施され、肢体不自由養護学校独自の教育課程の基準が定められた。ただ、これらの学習指導要領はあくまで肢体不自由単一の障害を有する者を対象としており、昭和40年代になり養護学校に在籍する児童生徒の重度・重複化が進んだことへの対応が難しくなった。そのため、昭和46年(1971)年3月に『養護学校(肢体不自由)小学部・中学部学習指導要領』が、同47年(1972)年10月には『養護学校(肢体不自由)高等部学習指導要領』が告示され、新たに「養護・訓練」の領域が新設¹⁴されるとともに、教育課程の弾力的な編成が可能になった¹⁵。

2.2.3.2 河北小肢体学級の学級経営方針など

このような全国的な状況の中で、河北小肢体学級はあくまで肢体不自由単一の児童を対象とすることを基本としていた。昭和41(1966)年2月の河北小学校『学級経営の概要』には「肢体不自由児学級の経営について」として1項が設けられている。その中で経営方針は次のようにされている。

普通教育の中で身体の不自由からくる困難性を調整し、克服して強い意志と自信を持たせ、明るい、健康的な精神と社会に適応できる能力を養う。(下線筆者、河北小[1966]29)

また、児童選定の基準は次のようにされている。

- イ 市内在住で通学可能なもの。
- ロ IQ (知能指数) 80 以上のもの。
- ハ 機能訓練の効果の可能なもの。
- ニ 基礎的生活能力のある人。
- ホ 学級は3学年複々式となるので人員は10名位とする。(下線筆者、河北小 [1966] 29)

下線部に示されているように河北小肢体学級では、後述するように実態は必ずしもそうではなかったとはいえ、あくまでも肢体不自由単一で知的障害のない児童を対象に普通教育を行い、その中で肢体不自由から生じる困難を調整、克服することを目的とすとしていた。

2.2.3.3 学習指導の状況

昭和46(1971)年9月に実施された河北小肢体学級高学年(4,5,6年)の「国語」の授業は、6年生の男児4名と女児1名、4年生の男児1名の計6名を対象にしている。高学年学級には他に女児1名が在籍しているが、同児は中度の精神薄弱があり一緒に授業は受けていない。異学年合同の授業であることや同学年であっても差が大きいことから、6年生2グループと4年生のそれぞれで教材も異なり複々式で授業が行われている。授業後の教師の反省には「能力差の大きい少人数の学級でしかも複式の授業となると個別指導中心になりやすい。そのため相互作用により自主的に考え、創造的な可能性を培うために両学年共通の学習目標を設定して協力的な学習活動を展開し、学習効果を高めるために同単元異教材指導が適当と思われる」と述べられ、この時期の学習が肢体学級の中で、複式あるいは複々式で異なる教材を用いて行われていたことがわかる¹⁶。また「指導形態やカリキュラム編成など工夫することも大事であるが、一番この子供達にとって大事なことは普通に扱ってもらいたい。普通学級に対する劣等感のように思われる。やはり、数多くの友達と磨きあい、いろいろな経験の場を与えてやることではないだろうか。その意味で10月から全教科普通学級で学習できることになったことは喜ばしい事だと思う」(河北小1971)とも述べられているように、この年度の後半から全教科を普通学級で学習する交流学习が実施されるようになったことがわかる。

昭和50年度の学級経営案では、経営方針として可能な限り普通学級(普通児)との交流をはかることを第一にあげるとともに、教科指導では各教科の基礎的な事項の指導に時間をかけ、理解を確かなものにする、個別指導の利点を生かすとともに集団学習の経験を大切にすることなどをあげている。生活(特活)指導では自分たちで問題解決を図る自主的、実践的な生活行動を育てることや障害をのりこえ進んで行事や児童会クラブの活動に参加する態度を育てることなどをあげている。これらの基にあるのは肢体不自由による経験不足や受け身の行動が多くなることから、心理的な葛藤や情緒的な不安定さがあるという児童の実態からである(河北小1975)。

先述のようにこの時期に在籍児童の病類が変化していったことや上記のような児童の実態により、肢体学級の教育の在り方が問われ、複々式形態による少人数学級での指導から、

普通学級での教科学習を基本とし交流を重視する方針へと転換していった。

2.2.3.4 機能訓練等の状況

学習指導とともに、「障害の改善、機能の向上或いは成長過程にみられる二次変形の防止と残存機能の向上、とくに言語障害の訓練等について、児童一人一人の障害の状況に応じて訓練を行い、日常の起居動作の不自由を克服して生活能力を育成する」ことを目的として機能訓練や言語訓練、職能訓練にも力が入れられていた。教室の他に訓練室も設けられ、階段付スベリ台、肋木、訓練用平均台、自転車運動訓練器、肩関節輪転運動器など様々な訓練器具が整備され、それらを活用して個人別、能力別に日常機能動作訓練、発声や呼吸の基本訓練、教育活動全般の中で求められる総合的な応用動作の訓練などを行っていた(河北小1966、図1を参照)。

2.2.4 普通学級との交流の取組

昭和47(1972)年度から同56年(1981)年度まで河北小肢体学級の担任を務めた杉村景弘は、昭和47年当時の同学級の問題点として次の6点をあげている(杉村[1973]43)。

- ①普通学校に併設する意義
 - a 肢体不自由学級の性格は何か
 - b 養護学校との関連においてどうか
 - c 普通学級との交流の基本理念は何か
 - d それをどう具体化するか
- ②入学入級について
 - a 入学案内の手続きや機関はどうなっているか
 - b 入級基準はどうか
 - c 判別委員会の設置と役割について
 - d その最終判定者と時期
- ③教育課程の編成について
 - a 教育課程の特質(ねらい、内容、時数、学級形態など)について
 - b 特に「養護・訓練」について(だれが、何にもとずいて、どのように行うのか)
- ④経営上の予算について
 - a 施設設備について
 - b 研修について
- ⑤重度障害児の取扱いについて
 - a 実態と学級経営について
 - b 市や学校としてどうするか
- ⑥通学について
 - a 通学をどう保障するか

これらの問題について杉村は、校内の肢体不自由児対策委員会で協議し、その結果を職員会議にはかる(4月)、市教委と話し合いをもち、以後検討の会をもつことにする(5月)、解明、対策の基調となるとらえ方をまとめる(6月)、基調となる考え方と対策を職員会議で討議し、検討する(7月)といった手順を踏みつつその問題の解決に取り組んでいった。

10月以降具体的な取組を進め、理学療法士の来校による機能訓練の実施¹⁷、児童それぞれに応じた進路の処置¹⁸、市からの補助により登校時のタクシー利用の実現¹⁹（下校時は前年度から）などが図られた。

交流学習については、交流学級を決め、該当の児童（1年1名、2年2名、3年2名、6年5名）は朝から普通学級で生活し、合同体育、給食、清掃の時に肢体学級に戻るといった形がとられた²⁰。交流で期待される面と問題点を予想し、その克服のための担任連絡会を定期的にもつという対応も取られた。子どもの様子は、高学年よりも低学年ほどスムーズに順応しており、肢体学級で生活していた時に比べて生き生きとし、生活が意欲的になり、けじめのある生活態度になってきたとされている。一方で交流学級では、意欲はうかがえるが発言が少なく、積極性に欠ける面もあるとされている。交流学級の児童たちは、多少遠慮しながら、そっと見守っているといった態度をとっていた（杉村1973）。

2.2.5 昭和40年から同54年養護学校義務制実施までの状況の総括

河北小学校の創立20周年記念誌に肢体学級の在籍児童が学級紹介を書いている。ここでは、ここまで記述してきた当時の同学級の様子が児童の視点から描写されている。

わたしたちの学級は、先生を入れて十人です。先生一人、二年生一人、三年生三人、四年生三人、五年生二人と学年がばらばらです。また、住んでいるところもちがいます。本宮、東中野、新庄、山岸、夕顔瀬、青山、月が丘、北厨川などです。からだの不自由なので、遠くから通学するのはとても大変でしたが、ことしの四月からは、行き帰りのタクシーで通学できるようになり、とてもうれしいです。

わたしたちは、ほかの学級の人たちと同じような勉強をしていますが、一つだけちがうところがあります。それは「訓練」の時間があるということです。思うように動かせないからだがあっても動かせるように訓練するのです。

学校のめあては二つあります。「つまらないけんかをしない。」「注意されたらすなおに聞く。」です。毎日、終わりの会で反省をしてみんなで守るためにがんばっています。

わたしたちは、これからも、元気で、明るく、強くなるように、みんなで力をだしあっています。（河北小[1973]48）

児童たちが盛岡市内全域から通学していること、通学にタクシーが利用されていること、普通学級と同じような勉強をしていること、訓練があること、実践的な生活行動を身に付けるために毎日の終わりの会で反省をしていることがわかる。また、同誌には学級担任と児童の集合写真（図3）が掲載されているが、当時の在籍児童の状況がよくわかる。この写真を見る限りでは車いすの児童は1人もおらず、体育



図3 学級の集合写真
（河北小20周年記念誌より転載）

の授業は普通学級で一緒に受けることは難しくても、国語などの授業を一緒に受けたり児童会や特活等で一緒に活動したりすることが可能な児童たちであったことがわかる。

昭和40(1965)年から養護学校義務制実施の同54(1979)年までは、肢体不自由養護学校における教育の充実や、在籍児童の病類の多様化や障害の重度重複化という課題への対応など同学級の存在意義が問いなおされ、そこから小学校内にあることを生かした普通学級との交流を重視した実践の推進や、関係機関との連携の中で機能訓練の充実などを図った期間であった。

第3章 まとめ

杉村は、設置以来17年にわたる河北小肢体学級の位置づけの変化について次のように述べている(杉村[1973]43)。

無からスタートした肢体不自由教育であったので、初めから暗中模索の状態であった。しかしただ一つの間でもあったので関心も高く、研究校に指定されたり、公開研究会を開催したり、研究会の会場にあてられたりした。またマスコミにもとりあげられ紹介されることも多かった。その中で施設設備もふえ、実践もふかまり、2学級と広がってきた。しかし、養護学校が開校し都南学園が充実してくるにつれて肢体不自由児教育の場が移り、学級の存在がうすれ、担当者の努力にもかかわらず関心が低くなっていったことはいなめない。

また、児童の実態を見ると、最初は軽度のものだったとはいえない。脳性マヒと結核性関節炎のこどもたちだったけど、中にはその障害で死亡することももいたほどである。それでも、そのうちポリオがふえてくるに従って障害が多様になり、ポリオの全盛が過ぎると脳性マヒにしばられ、総体的にしだいに重度化、重複化してきたといえる。

以上のような推移の中で、学級の存在意義を検討せざるをえない状況になってきたといえる。(杉村[1973]43)

杉村は、以上のような問題意識のもとで先述のような実践に取り組んだのであるが、養護学校義務制が実施される直前の昭和53(1978)年には、交流学习の経験年数が多い高学年になるに従って、同情的意識や好意的意識に加えてなかま的意識が出てくるという普通学級の児童への意識調査の結果も踏まえて、交流学习が大きな意義をもっていることを述べている。同時に、在籍児童の重度重複化に対応し、より望ましい交流のあり方を追求することの必要を述べている(杉村1978)。

昭和40(1965)年から養護学校義務制が実施された昭和54(1979)年への河北小肢体学級のあゆみは、肢体不自由養護学校が整備されてくる中での養護学校との差異化や、在籍児童の病類の変化や重度重複化が進行していく中での肢体学級の存在意義を模索していった時期であったと考えられる。同時に設置当初は社会の注目を集めた同学級が、昭和40年代後半には「河北小学校肢体不自由の特殊学級があまり知られていない」(盛岡市教育研究所[1973]11)状況となっており、同学級在籍児童と同程度の肢体不自由の児童が普

戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅡ

通学級に在籍する者の方が多いという状況があった。そのような状況に対応するためにもその存在意義を明確にしていく必要があった。昭和40(1965)年から養護学校義務制実施の昭和54(1979)年の時期は、同学級を取り巻く校内外の状況の変化に合わせ、小学校内に存在する肢体不自由特殊学級の存在意義を問い直し、現在に続く交流を重視した実践の基盤を構築していった重要な時期であったといえる。

- 1 この調査の対象は、昭和29(1954)年度において小学校に就学すべき年齢に達したもので実際に就学しなかった児童(就学猶予・免除者を含む)及び同年度において小学校第1学年ないし第6学年の各学年に在学する児童(長期欠席児童を含む)である。ただし、中学校の生徒は、この調査から除かれている。調査は、同年9月から10月にかけて行われた。調査の方法は、大阪府、兵庫県、長崎県、岡山県、徳島県及び岩手県の全小学校児童を対象に悉皆で行われている(文部省1978)。
- 2 昭和31(1956)年度の『岩手県 教育年報 1956』によれば、肢体不自由による就学免除者数は36人、就学猶予者数は67人となっている。ちなみに県内の肢体不自由児数は昭和29(1954)年度の調査で1,200人であったことが記載されている。
- 3 昭和30年代の通常学級に在籍する肢体不自由児の状況について、昭和34(1959)年11月に岩手県教育研究所が発行した『岩手教育』に事例が報告されている。対象児童は、生後8カ月目に高熱を發し脳性小児麻痺と診断されている。両足の麻痺により歩行が不安定で転倒しやすく介助が必要である。知能指数は62で、国語学習には興味があり読むことを楽しんでいるが、算数は苦手で、具体物があれば20以内の数の把握が可能と報告されている。登下校はもちろん授業中も母親が付き添い、用便の世話や担任の手が届きかねるところを介助している。対象児童と一緒に学校生活を送ることについて、学習上や生活上のきまりなどを学級活動で話し合いを重ねたことなどにより、学級の雰囲気が変わっていった様子や対象の児童の性格が明るくなったことが報告されている。しかし、4年生の段階では、他の児童と同じ学習についていくことが難しいこと、50名もいる児童の中では担任としても手が回らないことなどの問題が生じていることが報告されている(菅野1959)。

一学級の定員も多く、施設・設備や校内の体制も現在とは比べものにならない中で、通常学級で肢体不自由児を受け入れていくことには大きな困難があった。この事例では母親の協力や他児の理解、担任の努力があり通常学級での受け入れが行われているが、このような事例の方が少なかったのではないかと考えられる(少ないからこそ県の教育事務所が発行する公的な機関誌に事例報告が掲載されたとも考えられる)。対象児の肢体不自由や知的発達の程度によっても異なるが、当時通常学級において肢体不自由児を受け入れることはそう簡単ではなかった。
- 4 自身が肢体不自由児の母であった小川口清を中心に昭和29(1954)年9月に設立された。同協会は、昭和32(1957)年の肢体不自由児保育園の発足、同32(1957)年12月の肢体不自由児療育施設である県立都南学園(現「岩手県立療育センター」)の設立、同37(1962)年の岩手県立養護学校(後に岩手県立盛岡養護学校、現「岩手県立盛岡となん支援学校」)の開校に尽力した(岩手県障害児教育史研究会1996)。

以上のように岩手県肢体不自由児協会は岩手県内の肢体不自由児の療育の発展・充実に大きな役割を果たしたが、平成31(2019)年1月に解散した。
- 5 同協議会の委員には、盛岡市の教育委員3名、医師4名、岩手大学教授2名、河北小学校など小学校代表4名、合計13名の関係者が委嘱され、「入級基準、入級児童選考、学級経営、施設設備等」にいた

るまで学級開設に向けての計画が慎重に審議された」(岩手県障害児教育史研究会 [1996] 143)。

- 6 文部省 (1978) 『特殊教育百年史』、村田茂 (1997) 『新版 日本の肢体不自由教育』、岩手県障害児教育史研究会 (1996) 『岩手の障害児教育史』、盛岡市立河北小学校の周年記念誌、同肢体不自由特殊学級の開級記念誌等を参考にして作成した。
- 7 我が国最初の肢体不自由児学校。小学校に類する各種学校として昭和7 (1932) 年6月に設立された。小学校に準じた教科目や授業時数の他、治療・矯正が行われた。校医の指示により、マッサージ療法、太陽燈照射、日光浴、入浴、ギブス療法、矯正体操を看護婦が毎日実施した。戦後は、義務制ではなかった養護学校として発足する財政的な不利益等を避けるため、東京都立光明小学校・中学校となっていたが、昭和32年4月からは東京都立光明養護学校となった(文部省1978)。
- 8 昭和31 (1956) 年6月の第24回国会において議員立法として成立した。養護学校における義務教育の早期実施を目標として公立養護学校の設置を促進し、併せて公立養護学校における教育の充実を図ることを目的としており、具体的には、建物の建築費、教職員の給与費、教材費等について、他の公立教育諸学校と同様に、国庫による負担又は補助の道を講じた。この法律の規定のうち、建物の建築費の補助に関する部分は公布と同時に施行され、その他の国の負担に関する部分については、翌32年度から施行されることとなった(文部省 [1978] 202)。
- 9 岩手県教育組合 (1958) 『岩手の教育 1・2・3・4分科会』より。なお、この分科会には共同討議者として岩手県肢体不自由児協会が、講師として岩手県立肢体不自由児施設である都南学園の箱崎喜雄氏が参加したことが記録されている。
- 10 現物は未確認 (2021年6月末時点)。
- 11 平成5 (1993) 年に刊行された岩手県立養護学校の『創立30周年記念誌』では、同校が設置された昭和37 (1962) 年から同46 (1971) 年までを「草創期」、同47 (1972) 年から同56 (1981) 年までを「発展期」と区分している。本論文で取扱った昭和40年代から養護学校義務制実施(昭和54年)までの時期は、この「発展期」にあたる。

同校の初代教頭であった渡辺正治は、設置当初の同校の状況について次のように述べている。

1. 教育の対象となる「肢体不自由児」とは、いかなる障害を持った子供であるかを直接、子供たちと寝食を共にして知ることから始めることであった(これは、まさに教育の原点である)。
2. 県内各地から集まった子供たちに対する最も基本的な問題はなんであったか。それは、この子供たちに、毎日いかにして食べさせ、いかにして寝させ、いかにして入浴させ排泄させ、いかにして人と人との和をつなげさせるかにあった。

当時は、寄宿舎未完成、浴室もなく、寝室もなかった。一理科室を寝室とし、古いボイラーで仮浴室を造り入浴させた。教材の大部分と機能訓練の小道具は教職員の工夫考案による手作りである。

3. 教職員には本来の役割がある。しかし、そんな分けをするような状態ではない。手の空いている者は誰であれ、自発的になんでもやらねば学校は動かぬ。かくして、昭和37年度は無我夢中で過ぎていった。—それなるがゆえに教職員の団結と自発性、独創性は養われたものと思う。この動因となったのは、つねに眼前の肢体不自由児である。そして、その教育の姿は、寝食を共にし、苦勞を分かち合う「生活塾」の姿勢である。

心から、子供たちに感謝と敬意を表し、その将来に期待をおくものである。(渡辺 [1993] 51)

施設や設備も十分ではない中で、教職員が子供たちと共に生活する中で様々な努力と工夫を重ねながら取組を進めていったことがわかる。このような状況の中から、「草創期」には寄宿舎や体育館の完

戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅡ

成などの施設面の整備、教職員の工夫考案による手作りの教材や機能訓練用の小道具の整備、小学部・中学部に加えて昭和40(1965)年には高等部が設置されるなど制度面での整備が進められていった。

昭和47(1972)年からの「発展期」には、同46(1971)年の養護学校(肢体不自由教育)学習指導要領によって教育課程に位置付けられた養護・訓練への対応や、増加しつつある脳性まひ児への対応、特別学級(重複学級)の設置、小・中学部における音楽活動、高等部のスポーツ活動などの多彩な教育活動が行われていった(岩手県立盛岡養護学校1993、岩手県障害児教育史研究会1996)。

- 12 結果は昭和48(1973)年4月に発行された『盛岡市における児童・生徒の心身障害に関する実態調査』にまとめられている。この調査では肢体不自由の程度はA、B、Cの3段階で区分されている。それぞれの区分の判断基準は以下の通りである(盛岡市教育研究所[1973]49)。

A 体育(保健体育)、図画工作(美術)、家庭(技術、家庭)などの各教科の学習が、ときにはできなかったり、あるいは見学していることもあるが、だいたいは普通の児童、生徒と変わりなくでき、さらに登下校、学校内の移動、用便、学校給食等の日常の学校生活もほとんど支障なく、教育評価も通常の基準に従ってできる者

B 下記の(1)(2)の両方か、いずれか一方に該当する者

(1) 体育(保健体育)、図画工作(美術)、家庭(技術、家庭)などの各教科の学習に普通に参加することがかなり困難である。

(2) 登下校、学校内の移動、用便、学校給食等の日常の学校生活がかなり困難である。

C 肢体不自由のために長期間(おおむね3ヶ月以上)にわたって欠席している者

- 13 昭和40年代の河北小肢体学級に肢体不自由だけでなく、精神薄弱のある児童が在籍していた状況は当時の各種の資料からもわかる。例えば盛岡市教育研究会が毎年発行している研究紀要の昭和43年度版に河北小肢体不自由学級の音楽指導の事例が掲載されている。そこには学級編成上の課題として以下の3つが挙げられている(盛岡市教育研究会[1969]223)。

- ・ 年齢差が大きく、病種が多様である→病虚の施設に入ると思われる。
- ・ IQ差の中も大きく、測定不能者もおお→精薄施設に入るもの。
- ・ 訓練基準がないので訓練の目やすがつかない。

また、このことに関連して、盛岡市教育研究会特殊教育研究班の中の精薄班(含肢体不自由)の昭和42(1967)年度の報告には、14才の肢体不自由と精神薄弱の重複障害児が河北小肢体学級に編入されたことが報告されている。そして「子供にどの程度の力をつければよいのか 中学では受け入れられないのか」という問題提起がなされ、そのことへの対応として「心身障害班別委員会の設置至急 前記小学校の14才児小学校編入学肢体不自由児の精薄学級の編入等の解決」が提起されている(盛岡市教育研究会[1968]145)。

他に岩手県特殊教育研究会の『昭和35年度研究集録 特殊児童生徒の指導の実際』に掲載された河北小肢体学級の実践報告(河北小学校肢体不自由学級1961)にも、IQ測定不能の児童が在籍し指導上の課題が生じていることが述べられている。河北小肢体学級における精神薄弱との重複障害のある児童への対応は、昭和30年代から40年代に続く大きな課題であった。

- 14 養護・訓練が新設された理由について、当時国立特殊教育総合研究所肢体不自由教育研究室長であった村田は次のように述べている。

特殊教育諸学校の教育課程が、通常の学校と全く同様の柱立てであったときにおきましても、実は、一般の児童生徒とは異なった内容を含んだ、いわば心身の障害を配慮した教育活動という

ものが、学校では行われていたわけでありませぬ。それは、各教科などの柱(領域)の中に間借りをして、その中でなんとかこなしてきたといっても過言ではありません。肢体不自由養護学校におきましては、「機能訓練」が各教科の中に含まれていたわけだ。それも独立した教科としてではなく、機能訓練もある面から見れば体育と同様に身体活動であるということから、体育という教科に包含されていたのであります。(中略)

そのように、なんとか屁理屈をくっつけて、主として各教科の中に、障害に即して必要とする特別な教育的サービスがまぎれ込んでいたというのが、従前の例であります。(中略)。昭和四十六年の特殊教育諸学校の学習指導要領の改正によって、種々の心身障害に即して必要とする特別な教育的サービスを内容とする教育活動は、その重要性を勘案して、通常の学校の教育活動の柱——教育課程の構成領域——のほかに、新しく特設すべきであるという考え方にもとづきまして、「養護・訓練」という名称のもとに新領域として独立したわけでありませぬ(下線筆者、村田[1973] 6-7)。

そしてこの養護・訓練の性格は次のように述べられており、この当時はまだその内容は確立したものでなく、児童生徒の必要から内容を検討し実施していくというものであった。

このような養護・訓練の性格として、障害をもっている児童生徒個々に注目するときにおきまして、各教科とか道徳とか特別活動の領域においては、じゅうぶんな指導あるいは教育的サービスを行ないがたいような、種々の教育的活動を内容として含んでいるというように、ご理解いただいてさしつかえないのであります(村田[1973] 7)。

当時の通学制肢体不自由養護学校における養護・訓練の現状(内容、指導形態、時間数、新たな試み、実施上の問題点とその方策など)を調査した栗原らは、その結果をもとに次のように述べている。

当初予想したような、教育現場での「養護・訓練」に対する意義づけや実施方法の多様性というより、むしろ従来の機能訓練、職能訓練、言語訓練の継続の根強さが注目された。

しかしこれは、「養護・訓練」の理念なり具体像なりが明確にされていない現状を反映したものであって、少ないながら新たな試みが見出されることを考えれば、それは、今後の発展を秘めた過渡期の現象と解される(栗原ら[1973] 35)。

それまで行われていた「機能訓練」は、「機能の訓練」、「職能の訓練」、「言語の訓練」という三つのまとまりから成り立っており、医学的あるいは生理学的な面に基礎をおき(学校で機能訓練を行う際には必ず医師の処方が必要としていた)、それにもとづいた内容が主であった。脳性マヒ児が主たる対象となっていくことや、在籍児童生徒の重度・重複化という状況の中で、それまでの医学的あるいは生理学的な面だけでなく、心理学的な面も考える必要がある(村田[1973] 10)というのが、村田の説明や栗原らの調査の背景にあった。

本稿の主題とは直接関係しないのでここでは詳述しないが、養護・訓練の新設に際しては、様々な問題提起と論争があった。問題提起は主として医学的な立場から行われた。養護・訓練における「機能訓練」と「職能訓練」が、リハビリテーションにおける理学療法や作業療法となぜ別個の名称を冠しななければいけないのか、そのことが単に用語の問題にとどまらず、背後に養護・訓練の今後のあり方に

戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅡ

関する本質的な課題につながっているとの指摘があった(小池[1973]2-3)。

このことに関連して整肢療護園園長・日本障害者リハビリテーション協会事務局長であった小池文英と、動作理論による動作訓練を提唱した九州大学教育学部教授であった成瀬悟策との間で論争が行われている。詳細は『肢体不自由教育』14、16～18号に掲載されているので参照されたい。

- 15 この時に示された教育課程の弾力的な編成とは、以下の通りである(文部省[1973]51-76)。
 - ・特に必要がある場合各教科の各学年の目標及び内容に関する事項の一部を欠き、またはその全部もしくは一部を当該学年の前の学年や学部各教科の目標及び内容に関する事項の全部もしくは一部によって代えることができる。
 - ・あわせ有する障害の種類によって盲学校、聾学校、養護学校の各教科の目標および内容に関する事項の一部によって代えることができる。
 - ・重複障害者のうち、脳性マヒ等の児童生徒については、「脳性まひ等の児童及び生徒に係る各教科の特例」によることができる。
 - ・重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒については、各教科、道徳、特別活動の目標および内容に関する一部の事項を欠き、養護・訓練を主として指導を行うことができる。
- 16 岩手県特殊教育研究会が昭和36(1961)年に発行した『昭和35年度研究集録 特殊児童生徒の指導の実際』に「肢体不自由学級の経営について」と題して河北小肢体学級の事例が報告されている。そこには「学習の指導にあたっては、三ヶ学年の複式であるため、その指導は複雑となり、能力差による指導も加わって個別指導が主となり、担任の負担は大となっている」(河北小学校肢体不自由学級1961)と述べられている。複式あるいは複々式での指導形態が、学級設置以後昭和46年度まで行われていた通常の形態であったことがわかる。
- 17 機能訓練の実施に先立ち、9月に都南学園での全児童の診察を行い、全般的に全児童とも筋力が弱く訓練の必要があること、訓練の時期は早いほど日常継続的なほどよいことなどを明らかにした上で取り組んでいる(杉村[1973]44)。
- 18 結果として6年生の6名は普通中学校へ(1名は特殊学級)、1年生の1名は2年進級時に普通学級へ、1年生の2名と2年生の1名は養護学校へ手続きをし交渉したが、学校側の事情で不許可、4年生の1名は西多賀ベッドスクールへ転入学(5月)となっている(杉村[1973]45)。
- 19 父兄負担月500円、PTAからも援助。3コースで運用(杉村[1973]45)。

昭和47(1972)年11月に盛岡市宛に肢体学級保護者、PTA会長、校長の連名で出された陳情書には次のように記されている。

盛岡市立河北小学校の肢体不自由児童7名の住居は市内全域にわたっておりますので通学上、安全の面から昨年十月より下校時の配車について特段のご配慮を賜わり厚く感謝いたしております。

それにいたしましても、現今、交通量が甚だ激しくなりつつあり、しかも冬期をむかえる時期になっておりますので、登校時の通学安全確保にもいよいよ心痛いたしている現状であります。

つきましては、せめて十二月一日より三月の終了式までの期間における登校時の配車について、新たに補助金の増額を賜わりたく右陳情申しあげる次第であります。(河北小学校保存資料より)

- 20 昭和48(1973)年度の4年生の児童の場合、体育をのぞく各教科、道徳、特別活動(学級会、クラブ)を普通学級で行い、連合音楽会、学習発表会もそこを基盤として参加している。

肢体学級では、体育や養護・訓練、学級会、給食、清掃などを行っている。(杉村[1973]45-46)。

〈文献〉

- 千葉奈穂美「小学校肢体不自由特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習」(日本肢体不自由教育研究会『肢体不自由教育』248、2021)18-23。
- 岩持祐三「思い出」(盛岡市立河北小学校『創立20周年記念誌』、1973)10-11。
- 岩手県教育委員会『岩手県 教育年報 1956』(1956)。
- 岩手県教育委員会『岩手近代教育史』第3巻(1982)。
- 岩手県教育組合『岩手の教育 1・2・3・4分科会』(1958)、35-45。
- 岩手県立盛岡養護学校『創立30周年記念誌』(1993)。
- 岩手県障害児教育史研究会『岩手の障害児教育史』(1996)。
- 河北小学校肢体不自由特殊学級「肢体不自由児学級の経営について」(岩手県特殊教育研究会『昭和35年度研究集録 特殊児童生徒の指導の実際』、1961)。
- 菅野円子「手足の不自由な子を見つめて」(岩手県教育研究所『岩手教育』34、1959)12-14。
- 小池文英「養護・訓練について」(日本肢体不自由教育研究会『肢体不自由教育』14、1973)2-3。
- 栗原輝雄・柳本雄次・緑川雅宏「通学制肢体不自由養護学校における『養護・訓練』の現状」(日本肢体不自由教育研究会『肢体不自由教育』15、1973)32-35。
- 文部省『養護学校学習指導要領(肢体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領』(1973)。
- 文部省『特殊教育百年史』(東洋館出版社、1978)。
- 盛岡市立河北小学校『創立10周年記念誌』(1963)。
- 盛岡市立河北小学校『学級経営の概要』(1966)。
- 盛岡市立河北小学校『昭和46年度実践記録集 河北の教育』(1971)。
- 盛岡市立河北小学校「陳情書」(1972)。
- 盛岡市立河北小学校『創立20周年記念誌』(1973)。
- 盛岡市立河北小学校『学級経営要覧 一昭和50年度学年・学級経営』(1975)。
- 盛岡市立河北小学校『あおば学級開級記念 肢体不自由特殊学級35周年 精神薄弱特殊学級15周年』(1992)。
- 盛岡市教育研究会『昭和42年度 研究紀要』(1968)。
- 盛岡市教育研究会『昭和43年度 研究紀要』(1969)。
- 盛岡市教育研究所『盛岡市における児童・生徒の心身障害に関する実態調査』(1973)。
- 村田茂「養護・訓練をめぐる」(日本肢体不自由教育研究会『肢体不自由教育』15、1973)4-13。
- 村田茂『新版 日本の肢体不自由教育』、(慶應義塾大学出版会、1997)。
- 佐藤ミツ「肢体不自由児学級回想の記」(盛岡市立河北小学校『創立40周年記念誌』、1993)30。
- 柴垣登「戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてI」(『岩手大学教育学部研究年報』81、2022)143-162。
- 杉村景弘「肢体不自由学級の運営」(岩手県立教育センター『教育研究 岩手』27、1973)41-46。
- 杉村景弘「交流学習のあり方を求めて」(岩手県立教育センター『教育研究 岩手』41、1978)50-51。
- 渡辺正治(1993)「県立養護学校発足の原点」(岩手県立盛岡養護学校『創立30周年記念誌』、1993)51。